

令和3年3月

事業主様
事務担当者様

川口工業健康保険組合
理事長 細野博隆
(公印省略)

届出様式における押印の廃止について

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、「押印を求める手続きの見直し等
のため厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が令和2年12月25日に交付されました。
この改正により下記の一部様式を除き紙媒体様式については、事業主等の押印が原則不要
となりました。

記

押印が不要となる申請書等

健康保険法施行規則の一部改正に伴い、全ての各種申請・届出様式については、事業主、
被保険者及び社会保険労務士の押印を不要にするとともに医師による意見書の押印も不要
といたします。

なお、この取り扱いは紙媒体による届出にかかるもので、電子申請においては引き続き
電子証明書の添付等が必要です。

- ※ 届書申請の際は、被保険者に記載内容の確認を求めた上、ご提出いただきます様願
いいたします。
- ※ 押印廃止にあたり、健康保険組合が内容確認を必要とする場合がございますので予め
ご了承ください。
- ※ 現在使用している届出様式を継続してご使用いただけます。(「㊟」の記載がありま
しても押印は不要となりますが、押印がありましても差し支えありません) ◆ 今回の変更
により押印を妨げるものではありません。

引き続き押印が必要となる届書等

- ・健康保険料口座振替 納付・(変更) 依頼書
- ・健康保険料口座振替辞退通知書

ご不明な点等ございましたら健康保険組合までお問い合わせください。TEL 048-229-2353